

## 静岡県告示第767号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関として次のとおり指定の更新を承認したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年10月5日

静岡県知事 川勝平太

指定医療機関の名称	所在地	担当する医療	指定期間
みしま岡クリニック	三島市一番町13-11ヒルト ップ壺番町2階	脳神経外科	令和3年5月1日から 令和9年4月30日まで
資生堂薬局本店	磐田市福田1555-7	薬局 (育成・更生)	令和3年5月1日から 令和9年4月30日まで
あすなる薬局	熱海市田原本町9-1 第一ビル1F 108号	薬局 (育成・更生)	令和3年5月1日から 令和9年4月30日まで
うさぎ薬局 下多賀店	熱海市下多賀481-15	薬局 (育成・更生)	令和3年5月1日から 令和9年4月30日まで
みつけ薬局	磐田市見付2349-6	薬局 (育成・更生)	令和3年6月1日から 令和9年5月31日まで
メイプル薬局 淀川店	富士宮市淀川町30-15	薬局 (育成・更生)	令和3年8月1日から 令和9年7月31日まで
ダリヤいわた薬局	磐田市中泉671-4	薬局 (育成・更生)	令和3年9月1日から 令和9年8月31日まで